

○厚木愛甲環境施設組合職員の時差勤務に関する規程

(令和2年3月19日
訓令第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、厚木愛甲環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成16年厚木愛甲環境施設組合規則第6号。以下「規則」という。)第3条第2項に規定する勤務時間の割振り等(以下「時差勤務」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の健康管理等のため必要があると認める場合)

第2条 規則第3条第2項に規定する職員の健康管理及び事務の効率的執行のため必要があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 職員が、各種団体等との会議及び打合せ、公共工事等に係る説明会及び用地交渉その他業務の対象者の都合等により、規則第3条第1項に規定する午前8時30分から午後5時15分までの勤務時間以外の時間に予定される業務に従事する場合
- (2) その他所属長が時差勤務による勤務を行うことが必要かつ適当と認める場合(時差勤務による勤務時間等)

第3条 規則第3条第2項の規定により管理者が別に定める勤務時間の割振り及び当該勤務時間の割振りに対応する休憩時間は、別表に定める割振り及び当該勤務時間の割振りに対応する休憩時間とする。

- 2 1日の勤務時間が7時間45分に満たない職員の勤務時間の割振りは、午前6時から午後10時までの時間帯で所属長が定める。
- 3 前項に規定する勤務時間の割振りに対応する休憩時間は、所属長がその都度定める。

(時差勤務の命令手続)

第4条 所属長は、時差勤務のため勤務時間を割り振る場合は、原則として、1週間前までに職員に命令しなければならない。

(時差勤務の変更等)

第5条 所属長は、前条の規定により時差勤務を職員に命令した日から当該勤務日の前日までの間に、当該割振りを変更し、又は取り消すべき特別な事由が生じたとき

は、当該職員の同意を得て、その割振りを変更し、又は取り消すことができる。

(時差勤務を命じられた日の取扱い)

第6条 時差勤務を命じられた日は、条例第16条に規定する週休日の振替、条例第17条第1項に規定する代休日の指定及び条例第17条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間の指定は、行わないものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

別表 (第3条関係)

勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間
A勤務	午前6時から午後2時45分までの間において7時間45分	正午から午後1時まで
B勤務	午前6時30分から午後3時15分までの間において7時間45分	正午から午後1時まで
C勤務	午前7時から午後3時45分までの間において7時間45分	正午から午後1時まで
D勤務	午前7時30分から午後4時15分までの間において7時間45分	正午から午後1時まで
E勤務	午前8時から午後4時45分までの間において7時間45分	正午から午後1時まで
F勤務	午前10時15分から午後7時までの間において7時間45分	正午から午後1時まで
G勤務	午前11時15分から午後8時までの間において7時間45分	午後5時15分から午後6時15分まで
H勤務	午後零時15分から午後9時までの間において7時間45分	午後5時15分から午後6時15分まで
I勤務	午後1時15分から午後10時までの間において7時間45分	午後5時15分から午後6時15分まで

〔厚木愛甲環一九〕

一七八～一三〇〇